



カトリック中央協議会  
CATHOLIC BISHOPS' CONFERENCE OF JAPAN

会 報

《2015年2月号（521号）》

目 次

報 告	
・ 常任司教委員会 .....	1
・ 新福音化委員会 .....	3
・ 難民移住移動者委員会 .....	3
・ カリタスジャパン .....	6
・ 正義と平和協議会 .....	7
・ 部落差別人権委員会 .....	8
・ 外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会.....	9
・ 中央協議会事務局（総務） .....	10
公文書 .....	11

常任司教委員会

■12月定例常任司教委員会

日 時 2014年12月4日（木）10：00－15：00

場 所 日本カトリック会館 会議室2

出席者 委 員 7人

事務局 7人

報 告

1. エキュメニズム教令50周年合同礼拝について

2014年11月30日（日）に東京カテドラル関口教会聖マリア大聖堂で、エキュメニズム教令50周年を記

念して、日本福音ルーテル教会、日本聖公会、カトリック教会でシンポジウムと合同礼拝が行われた。司式はルーテル教会・大柴譲治師、聖公会・大畑喜道師、カトリック教会・岡田武夫大司教が行い、参加者は約 630 人であった。

2. 中央協議会口座の東日本大震災復興義援金残高について

11 月 30 日現在の中央協議会口座の東日本大震災関連・義援金残高報告が行われた。義援金総額は 73,541,648 円、支出合計は、50,034,321 円、残高は 23,507,327 円で、10 月末からの動きはない。

3. 2015 年度教区分担金算定について

2014 年 6 月開催の定例司教総会において、2015 年－2017 年の教区分担金算出方法については、従来の基準を適用することが承認された。それに基づき 2015 年度教区分担金を算定したことが報告された。

4. 司教協議会指定特別行事費項目の設定について

2015 年度より、中央協議会内に高山右近列福式のための特別の会計コードを新設することが報告された。高山右近列福式は、司教協議会の指示を受けて中央協議会が組織を挙げて取り組み、実施する特別の行事であるので、「司教協議会指定特別行事」（責任者 岡田武夫司教協議会会長、事務責任者 宮下良平事務局長）を新設し、その中に「高山右近列福式」の会計項目を設置する。

5. 2014 年 10 月までの収支状況について

2014 年 10 月末時点でのカトリック中央協議会収支状況について、前年度までの経理処理との違い、特に収益事業での原価計算、月次決算の導入なども含めた説明が財務部より行われた。

## 審 議

1. 「聖体授与の臨時の奉仕者の手引き」の配布方法について

日本カトリック典礼委員会が準備した「聖体授与の臨時の奉仕者に関する手引き」については、各教区から必要部数の注文を受けて小冊子を作成し、教区内関係者に配布する。なお、教区には実費と送料を請求し、小冊子配布後、カトリック中央協議会ウェブサイトにも全文を掲載することを承認した。

2. 聖ヨハネ 23 世教皇の記念日のミサの集会祈願について

本常任司教委員会での諸意見をを受けて修正した聖ヨハネ 23 世教皇の記念日ミサの集会祈願日本語訳を承認し、カトリック中央協議会ウェブサイトにも「ミサ典礼書補遺」として掲載する。

3. ユスト高山右近の列福式典準備要項案について

列聖推進委員会から提出されたユスト高山右近の列福式典準備要項案については、本常任司教委員会の諸意見に基づき修正し、1 月常任司教委員会に諮った上で、2 月の臨時司教総会で審議できるよう準備を行う。

4. アド・リミナ提出用の日本カトリック司教協議会報告書について

2015 年 3 月のアド・リミナの際、福音宣教省に提出する日本カトリック司教協議会の報告書については、本常任司教委員会での諸意見をを受けて修正し、1 月の常任司教委員会で確定する。

5. 四旬節キャンペーン大綱について

カリタスジャパンから提出された「2015 年四旬節キャンペーン大綱」を承認し、2014 年度臨時司教総会の報告事項とする。

6. 2015 年度予算編成方針について

財務委員会から提出された「2015 年度予算編成方針」を承認した。

7. 中央協議会発行出版物の企画承認について

出版審議会から提出された以下の書籍を中央協議会から発行することと、出版企画書を承認した。

①書籍名 カリタスジャパン東日本大震災活動報告書 2015 年 3 月（仮題）

内 容 東日本大震災 4 周年を機に発行するカリタスジャパンの 1 年間の救援・復興支援活動報告のまとめ

②書籍名 司牧に関する法規の手引き（新教会法典準拠）

- 内 容 『カトリック新教会法典』に準拠した、宣教司牧現場の司祭のための手引書
- ③書籍名 四旬節 2015
- 内 容 四旬節キャンペーンで集められた募金がどのような援助活動に使用されているかを報告する冊子

## 新福音化委員会

### ■2014 年度第 1 回会議

日 時 2014 年 12 月 4 日 (木) 15:30-17:00

場 所 日本カトリック会館 会議室 6

出席者 5 人

#### 審 議

1. 『教会の宣教活動に関する教令』発布 50 周年にあたっての福音宣教省からの書簡への対応について  
11 月 20 日付の福音宣教省からの書簡にて、『教会の宣教活動に関する教令』発布 50 周年にあたり、記念ミサと同教令に関する勉強会を実施するよう提案がなされた。12 月の常任司教委員会において、この件は当委員会で対応することになった。今会議で検討した結果、2015 年 10 月 18 日(日)「世界宣教の日」に各教会で宣教教令発布 50 年の意向を入れた記念ミサを行うこと、また各教区および近隣の教区との合同により勉強会を開催してもらうことで合意を得た。本件については 1 月の常任司教委員会に報告する。
2. 「信仰年」アンケート分析について  
昨年 11 月 24 日に閉年した「信仰年」への取り組みについて、各教区に依頼していたアンケートが集まり、分析結果を確認した。この結果をもとに、委員会としてどのように対応していくか今後の方向性について意見交換を行い、社会や家庭、職場における困難なことを一人の信仰者としてどのように乗り越えたか、その際の心の葛藤など「信徒自身の声」を募集する。また、1 月の常任司教委員会にアンケートの分析結果を報告し、各教区への礼状および今後の方針(案)を提出する。

次回委員会 2015 年 2 月 日付未定 日本カトリック会館

## 難民移住移動者委員会

### ■2014 年度第 5 回事務局会議

日 時 2014 年 10 月 3 日 (金) 10:00-13:00

場 所 日本カトリック会館 会議室 5

出席者 5 人

#### 報 告

ブラジル人司牧者協力者会について

9 月 12 日(金)-13 日(土)、カトリック浜松教会(横浜教区)で「2014 年度ブラジル人司牧者・協力者会」が行われた。参加者は約 30 人。

#### 審 議

「移住者・外国人に関わるアドボカシー(政策提言)・啓発プロジェクト」について

2012年に施行された改定入管法・住民基本台帳法(住基法)が日本に住む外国人の生活にどのような影響があるか、カトリック教会内でアンケートを収集する。

## ■全国研修会 in 坂出

日 時 2014年10月27日(月)14:00-29日(水)12:00

場 所 カトリック坂出教会(高松教区)

参加者 約60人

出席者 9人

テーマ 「わたしたちは みな旅人 キリストと共に同行二人」

一日目は、高松教区人権を考える委員会の委員長アントニサミー・イルダヤラージ師(オブレート会)による「高松教区人権を考える委員会と私たち」と、諏訪榮治郎司教(高松教区)による「高松教区の外国人司牧(現状、方針、ビジョン)~International Catholic Communityをめざして」の講演があった。四国4県にまたがる高松教区内の移住外国人の現況や課題を知る機会となった。

二日目は、AOS(船員司牧)コアメンバーより船員司牧活動について紹介があった。その後、2台のバスに分乗して、真言宗善通寺総本山、丸亀教会、瀬戸大橋記念公園を訪ね、現地学習と分かち合いを行った。瀬戸内海の夜景が一望できる会場で研修会参加者たちの交流会があり、歌やダンスなどの催しも行われた。最終日には、研修会のまとめと松浦悟郎司教(委員長)による「多国籍典礼の工夫」について解説があり、諏訪司教の派遣ミサで閉会した。

## ■AOS(船員司牧)コア会議

日 時 2014年11月7日(金)13:00-17:00

場 所 日本カトリック会館 会議室5

出席者 5人

### 審 議

2014年度AOS船員司牧全国会議開催について

今年度の「AOS船員司牧全国会議」を11月18日(火)-19日(水)、坂出グランドホテル(香川・坂出市)で行う。プログラムなどの詳細検討を行った。

## ■AOS船員司牧全国会議 in 香川

日 時 2014年11月18日(火)14:00-19日(水)12:00

場 所 坂出グランドホテル(香川・坂出市)

参加者 13人

出席者 5人

テーマ 「Towards a better network through collaboration ~コラボレーションを通してより良いネットワークを目指す」

### プログラム

- ・松浦悟郎司教の講話
- ・「第2回アジア太平洋会議 in 台湾」の報告(コアメンバー)
- ・今後の働きに必要なビジョンや具体的手法についての分かち合い

- ・瀬戸大橋、坂出港見学
- ・各港の抱えている課題、ボランティア募集方法、互いの連絡の確認、コミュニケーションのあり方
- ・ミサ(坂出教会)

## ■2014 年度第 3 回定例委員会

日 時 2014 年 12 月 1 日 (月) 13:00-14:30

場 所 サクラファミリア 会議室 (大阪市)

出席者 12 人

欠席者 2 人

### 報 告

#### 1. 「全国研修会 in 坂出」について

「全国研修会 in 坂出」参照

#### 2. 「長崎教会管区セミナー」について

11 月 9 日(日)、大名町教会(福岡教区)で開催した。テーマは「信仰と癒し」で、九州各地から約 450 人が集まった。プログラムは、地区ごとに歌やダンスなどのパフォーマンスが行われ、信仰によって癒された人たちの体験談もあった。その後、駐車場でろうそくを持ち、聖母マリアに感謝をささげる歌と祈りの行列をした。宮原良治司教(福岡教区)のミサで閉会となった。

#### 3. 「東京教会管区セミナー」について

11 月 22 日(土)、長野教会(横浜教区)で開催した。テーマは「ダブルの子どもたちの未来を考える ～フィリピン人司牧の観点から」で、フィリピン人信徒を中心に約 100 人が集まった。松浦悟郎司教が英語ミサを司式した。ネディ・コドクさん(さいたま教区国際交流センター)が「ダブルの子どもたちの教育の現状」と題し、国際結婚などで外国にルーツを持つダブルの子どもたちを取り巻く教育問題や課題についてタガログ語で話し、長野教会信徒の奥津グレースさんが通訳した。質疑応答の後に、お菓子やフィリピン料理などで交流会を行い、閉会した。

#### 4. 「AOS 船員司牧全国会議 in 香川」について

山口正美師が欠席のため、事務局が代理で以下の報告をした。

11 月 18 日(火) - 19 日(水)、「AOS 船員司牧全国会議」を開催した。テーマは、「コラボレーションを通してより良いネットワークを目指す」で、日本の各港で主に訪船活動をしている 13 人が参加し、船員司牧の現状や課題について話し合った。

#### 5. 難民・移住労働者問題キリスト教連絡会(難キ連)、なんみんフォーラム(FRJ)運営委員について

高木健次師より、9 月、10 月に日本バプテスト同盟事務所で開催された難キ連の運営委員会と、2 か月に一度の割合で開催された FRJ の会議および省庁交渉について報告があった。

#### 6. その他

- ・山岸委員より、昨年夏に行われたチャーター機によるフィリピン人一斉送還のその後について、フィリピン大使館と当委員会のかかわりや日本政府の動きなどの報告があった。
- ・秘書の柳本 昭師より、11 月 17 日(月) - 21 日(金)にローマで開催された「第 7 回移住者司牧世界会議」の報告があった。
- ・ベトナム語、中国語の言語別司牧について検討を行った。

### 審 議

2015 年度活動計画整理および予算修正について

2015 年度活動計画および予算概要について検討され、予算が承認された。

## ■全国担当者会議

日 時 2014年12月1日(月)14:45-2日(火)12:00  
場 所 サクラファミリア 会議室(大阪市)  
出席者 21人

学習会 「『人種差別』『外国人排斥』をめぐる課題 ～差別と排除をなくすために」  
講師 藤本伸樹さん(一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター研究員)

### 報 告

1. 委員会事務局より(2014年度活動について)
2. 分野別担当者、言語別司牧者からの報告
3. 改定入管法・住基法アンケートについて  
改定住基法施行後の外国人施策に関する自治体アンケートについて

### 審 議

1. 2015年度活動計画の検討について
2. 2015年度各教会管区セミナーについて

## カリタスジャパン

## ■第5回援助審査会会議

日 時 2014年12月1日(月)13:00-15:10  
場 所 日本カトリック会館 会議室4  
出席者 6人

### 審 議

一般援助案件12(国内1、海外11)を審査し、7件(国内1、海外6)を次回援助部会へ付託、5件を却下とした。

次回日程 2015年2月3日(火) 13:00-15:00 日本カトリック会館

## ■第4回啓発部会会議

日 時 2014年11月27日(木)13:00-17:00  
場 所 日本カトリック会館 マレラホール  
出席者 9人

### 審 議

1. 第3回啓発部会議事録を承認。
2. カトリック正義と平和全国集会東京大会(2015年9月21日-23日)について  
啓発部会は分科会(9月22日)に参加する。その内容について審議した。
  - ・講師を宮永 耕さん(秘書)とし、啓発部会の取り組みを知ってもらい、ゲートキーパー養成講座(仮称)につなげていく機会とする。
  - ・構成は、前半が活動紹介、後半がグループでの分かち合い、グループワークのような形が提案された。

内容の詳細については、今後の部会での継続審議とする。

カリタスソウル視察団来日

- ・啓発部会との顔合わせ
- ・公開勉強会に参加

公開勉強会 「『悲しみ』に向き合う」

講師 山本佳世子さん（上智大学グリーンケア研究所研究員）

次回日程 第5回啓発部会 2015年1月20日（火）13：00－17：00

第6回啓発部会 2015年3月3日（火）13：00－17：00

2015年度 第1回啓発部会 2015年5月19日（火）13：00－17：00

## 正義と平和協議会

### ■定例会議

日 時 2014年12月9日（火）11：00－16：00

場 所 日本カトリック会館 会議室2

出席者 14人

報 告

1. 9条世界宗教者会議（12月3日－5日）について
2. 林 尚志師練成会（11月2日－3日、香川・桜町教会）について
3. 正義と平和全国集会2015 東京大会進捗状況
4. 次回定例会議（2015年3月14日、仙台・元寺小路教会）準備状況

審 議

1. 正義と平和全国集会東京大会への韓国で脱原発運動にかかわっている司祭、信徒の招聘について、予算案の検討を行った。
2. 2015年度平和ポスターの製作、活用方法について検討した。
3. 2014年度全国会議について  
会議日程を確認した。
4. 2015年度予算案を承認、活動計画を検討した。

### ■NCC女性委員会

日 時 2014年11月12日（水）10：30－12：00

場 所 日本キリスト教団 エパタ教会（東京・新宿区）

出席者 カトリックから1人

報 告

1. 各教派、団体
2. 各委員会

## 審 議

1. 9条世界宗教者会議への参加について
2. フォーラム「女性の視点で聖書を読む」企画について
3. 会計担当者変更について

### ■NCC 平和・核問題委員会

日 時 2014年11月19日(水) 14:15-15:45  
場 所 日本キリスト教団 銀座教会(東京・中央区)  
出席者 カトリックから1人

## 報 告

1. NCC 定議委員会に平和・核問題委員会の「今総会期総括及び来期活動計画案」を提出した。
2. 福島第一原子力発電所事故による健康被害の聞き取りのため、いわき市の2施設の訪問報告。

## 審 議

1. 9条世界宗教者会議への参加について
2. 大間原発建設の中止意見広告への賛同について

## 部落差別人権委員会

### ■秋季合宿

日 時 2014年11月23日(日) - 24日(月)  
場 所 秦野市ほうらい会館、秦野教会(以上神奈川・秦野市)  
参加者 30人 その他に秦野教会の信徒数人

講師 三川哲伸さん(部落解放同盟神奈川県連合会執行委員長)  
豊原里子さん(部落解放同盟神奈川県連合会女性部連絡会代表、秦野教会信徒)

内容 講師は姉弟で、二人とも秦野市の地域出身。  
秦野教会の司祭、信徒の協力により、実りある集まりとなった。

### ■定例委員会

日 時 2014年12月3日(水) 11:00-15:50  
場 所 日本カトリック会館 会議室2  
出席者 16人  
欠席者 2人

## 報 告

1. 2014年度第3回定例委員会(9月8日)
2. 2014年度シンポジウム(9月27日、サクラファミリア)
3. 狭山事件の再審を求める市民集会(10月31日、日比谷野外音楽堂)
4. 2014年秋季合宿(11月23日-24日、神奈川・秦野市)

## 5. 大阪教会管区部落差別人権活動センター

### 審 議

#### 1. 春季合宿（2015年2月7日－8日、大阪・貝塚市）

一日目は、映画「ある精肉店のはなし」の文化記録映画大賞（文化庁）受賞記念上映会（貝塚市主催）に参加し、出演した北出新司さんの話を聴く。二日目は地域の歴史・文化の話を聴き、貝塚教会の主日のミサにあずかり、フィールドワークをする。

#### 2. 「正義と平和全国集会 東京大会」（9月21日－23日）

狭山事件をテーマに、石川一雄さん、早智子さん夫妻を招いて、分科会を行う。

#### 3. 来年度プランについて

全国会議（7月、大阪）、シンポジウム（10月、東京）、秋季合宿（11月、千葉）など、日程と開催地を決めた。2016年の春季合宿は、長崎で行う方向で次回検討する。

#### 4. 来年度の予算について

上記の審議3を踏まえて、2015年度の予算を審議して承認された。

## 外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）

### ■事務局会議

日 時 2014年12月9日（火）18：00－20：30

場 所 日本キリスト教会館（東京・新宿区）

出席者 カトリックから1人

### 報 告

ヘイトスピーチに関する政党アンケートについて (<https://gjinkenh.wordpress.com/>を参照)

### 審 議

#### 1. 『全国集会資料集2015』の目次と原稿の集約

目次、編集日程の確認をした。

#### 2. 1月全国協議会プログラム

主 題 和解と強制の天幕をひろげよう

日 時 2015年1月29日（木）－1月31日（土）

会 場 在日大韓基督教会 小倉教会（福岡・北九州市）

宿 舎 SUNSKY HOTEL

開催目的

- ・ヘイトスピーチに対するキリスト教界の一致した意見を表明する。
- ・日本の歴史責任、外国人住民基本法の実現にむけて協議する。
- ・入管法の見直しに対する行動計画を作成する。
- ・ユースプログラムの企画を協議する。

#### 役割担当

- ・基調提案「2015年活動計画」 秋葉正二
- ・「外国人被災者支援活動」の報告と提案 佐藤信行
- ・「第3回マイノリティ問題と宣教戦略国際会議」の提案 許 伯基
- ・「外国人住民基本法と人種差別撤廃基本法」 佐藤信行
- ・「改定入管法の問題点と2015年見直し」 石川治子
- ・「シンポジウムのフォローアップ：日本・在日・韓国教会の共同課題」 李 明生

### 3. 2015 年活動計画

#### (1) 外国人住民基本法の制定に向けて

- ①2014 年署名を 2015 年 1 月末に集約して、2 月の通常国会に提出
- ②2015 年署名用紙・リーフレットの作成（4 月初めに発送）
- ③パワーポイントを 1 月に作成。パンフレット『外国人住民基本法』を活用して教派団体の関係委員会、各教会で学習会を開催するよう呼びかける。

#### (2) ヘイトスピーチに対して

- ①今年 7 月の自由権規約委員会、8 月の人種差別撤廃委員会の勧告を受けて、来年 1 月の通常国会での議員立法として「人種差別撤廃基本法」成立をめざす。
- ②そのために、各地方議会での意見書採択、「人種差別撤廃条例」の制定をめざす。
- ③2015 年 11 月、在日大韓基督教会(KCCJ)が呼びかけて「マイノリティと宣教戦略」国際会議を開催するが、それに積極的に参加・協力する。

#### (3) 改定入管法「3 年後の見直し」

- ①『自治体アンケート報告書』（2014 年 9 月）を受けて、各地外キ連で「自治体要請」モデル案で活用しての自治体交渉を呼びかける。
- ②いまカトリック難民移住移動者委員会が進めている外国人アンケート調査などを通して、「入管法の抜本的改正を求める 2015 年署名」を検討する。

#### (4) 外国人被災者支援プロジェクト

- ①『EIWAN(福島移住女性支援ネットワーク)2014 年報告書』を 1 月に作成する。
- ②2015 年、福島プロジェクトを継続する。そのために、海外教会をはじめ国内の教会・キリスト教学校に献金を呼びかける。
- ③2015 年 3 月 11 日、東日本大震災から 4 年、祈禱会を各教会に呼びかける。

## 中央協議会事務局

### ■総務

#### 2 月会議予定

2 日(月)	カトリック正義と平和協議会事務局会議	日本カトリック会館
3 日(火)	カリタスジャパン援助審査会	//
4 日(水)	第 53 回財務委員会	//
4 日(水)	カリタスジャパン委員会	//
5 日(木)	常任司教委員会	//
5 日(木)	日本カトリック神学院常任司教委員会	//
7 日(土)	HIV/AIDS デスク会議	幼きイエス会ニコラ・バレ修道院(東京・千代田区)
15 日(日) - 17 日(火)	第 42 回『ミサ典礼書』改訂委員会	聖心会裾野修道院(静岡・裾野市)
19 日(木)	第 4 回諸宗教部門会議	日本カトリック会館
19 日(木)	第 3 回教会行政法制委員会	//
23 日(月) - 27 日(金)	2014 年度臨時司教総会	//

2015 年世界平和の日 教皇メッセージ

2015 年「世界平和の日」教皇メッセージ  
(2015 年 1 月 1 日)

「もはや奴隷としてではなく、兄弟姉妹として」

1. わたしたちは、神の全人類への恵み豊かな贈り物として新しい年を迎えます。新年の初めにあたり、わたしは、すべての人々、世界のあらゆる民族と国家、政府首脳、諸宗教の指導者に平和への切なる願いを伝えます。そして、戦争、紛争、さらには人間が引き起こした苦しみ、昨今の伝染病や自然災害による破壊による苦しみがなくなるよう祈ります。わたしたちは皆、世界の調和と平和を促すために、神とすべての善意の人とともに働くよう呼びかけられています。その呼びかけのもとに、わたしは、非人間的な行いをしようとする誘惑にわたしたちが陥ることがないように願い、とりわけ祈りを捧げます。

今年の「世界平和の日」のメッセージの中で、わたしは「完全ないのちへのあこがれ」について話しました。「このあこがれには兄弟愛への抑えがたい望みも含まれます。兄弟愛はわたしたちを他者との交わりへと駆り立てます。こうしてわたしたちは、他者を敵や競争相手としてではなく、受け入れ抱き合う兄弟姉妹として見いだすのです」[1]。わたしたちはかかわり合う存在であり、それゆえに、正義と愛に促された人と人との結びつきによって満たされます。したがって、わたしたちの尊厳、自由、自立が認められ、尊重されることが人類の発展の基盤となります。不幸なことに、人が人を搾取するという悪しき行いが広まったために、交わりの生活がひどく損なわれ、さらには、敬意と正義と愛のもとに対人関係を築くというわたしたちの召命も大きく傷つけられています。基本的な権利の侵害、さらには自由と尊厳の抑圧をもたらすこのいまわしい現象は、さまざまな形で表れています。わたしはそれらについて少し、考えたいと思います。わたしたちが、みことばに照らして、すべての人を、「もはや奴隷としてではなく、兄弟姉妹として」考えることができるようにするためです。

人類のための神の計画に耳を傾けること

2. 今年のメッセージのテーマは、聖パウロのフィレモンへの手紙から引用しました。使徒パウロは、かつてはフィレモンの奴隷だったオネシモを受け入れるよう、彼の協力者に頼みます。パウロがいうように、オネシモはキリスト者となったので、兄弟とみなされるようになりました。異邦人の使徒であるパウロはいいます。「おそらく彼がしばらくあなたのもとから引き離されていたのは、あなたが彼をいつまでも自分のもとに置くためであったかもしれません。その場合、もはや奴隷としてではなく、奴隷以上の者、つまり愛する兄弟としてです」(15-16)。オネシモはキリスト者になり、フィレモンの兄弟となりました。キリストへと回心し、キリストに従う者として生き始めることは、新しく生まれることです(二コリント 5・17、一ペトロ 1・3 参照)。そこから兄弟愛が生まれます。兄弟愛は、家庭生活の根底にあるきずなであり、社会生活の基盤なのです。

創世記には、神は男と女を創造し、彼らの子孫が増えるよう祝福したと記されています(創世記 1・27-28 参照)。神は、産めよ、増えよというご自分の命令に従ったアダムとエバに、カインとアベルという子を授けました。ここに最初の兄弟関係が生まれます。カインとアベルは同じ胎から生まれたので兄弟です。したがって、彼らには、神の似姿として神にかたどって造られた両親と同じ起源、本性、尊厳がありました。

一方、兄弟姉妹は生まれながらに結ばれ、同じ本性と尊厳をもちながらも、それぞれが多様で異なります。そして、すべての人が、自分とは異なりながらも、同じ起源、本性、尊厳を共有する人々と、兄弟姉

妹としてかかわっています。このように、兄弟関係は、神によって造られた人間家族を築く上で欠かせない結びつきのネットワークを形作っているのです。

悲しいことに、創世記に記されている第一の創造と、キリストにおける新たな誕生の間には罪という負の現実があります。キリストにおける新たな誕生によって、信者は「多くの兄弟の中で長子となられる」（ローマ 8・29）かたの兄弟姉妹となります。罪は、人間の兄弟愛をしばしば引き裂き、わたしたちが一つの人間家族の兄弟姉妹であることの素晴らしさと気高さを傷つけ続けています。カインは、アベルのことが耐えられなかっただけでなく、嫉妬のためにアベルを殺し、最初の兄弟殺しを犯しました。「カインによるアベルの殺害は、兄弟となるという使命を根底から拒絶したことを悲惨な形で示します。二人の物語（創世記 4・1－16 参照）は、一致を生き、互いのことを心にかけてという、すべての人が招かれた使命を果たす困難さを明らかにします」[2]。

このことは、ノアとその息子たちにも当てはまります（創世記 9・18－27 参照）。ノアは、息子のハムが自分に敬意を示さなかったので、その不遜な息子を呪い、自分を敬う他の息子たちを祝福しました。それにより、同じ胎から生まれた兄弟の間に不平等が生じます。

人間家族の起源を記した話の中で、神、父親、そして兄弟姉妹から離れる罪は、交わりを拒むという形で表れます。そこから、奴隷の文化（創世記 9・25－27 参照）が生まれ、その影響は世代から世代に及びます。すなわち、他者の否定、虐待、尊厳や基本的人権の侵害、構造的な不平等といった影響です。したがって、つねにイエスの十字架上の犠牲によって完成された契約に心を向け、「イエス・キリストを通して……罪が増したところには、恵みはなおいっそう満ちあふれる」（ローマ 5・20－21）ことを信頼する必要があります。神の愛する子である（マタイ 3・17 参照）キリストは、御父の人類への愛を示すために来られました。福音に耳を傾け、回心への呼びかけに応える人はだれでも、イエスの「兄弟、姉妹、また母」（マタイ 12・50）となり、それゆえに神の子（エフェソ 1・5 参照）となります。

人は、神の権威的な命令の結果として、御父の子でありキリストの兄弟姉妹であるキリスト者になるのではありません。人は、個人の自由を行使することなく、すなわち、自由な心でキリストに回心することなく、キリスト者になるのではありません。神の子であることは、いつも回心に結びついています。「悔い改めなさい。めいめい、イエス・キリストの名によって洗礼を受け、罪をゆるしていただきなさい」（使徒言行録 2・38）。ペトロのこのことばに信仰と生活を通してこたえた人は、ユダヤ人であろうとギリシア人であろうと、奴隷であろうと自由な身分の者であろうと（一コリント 12・13、ガラテヤ 3・28 参照）、皆、最初のキリスト教共同体の兄弟姉妹になりました（一ペトロ 2・17、使徒言行録 1・15－16、6・3、15・23 参照）。素性や社会的地位の違いによって、尊厳が傷つけられることも、神の民になれないこともありません。キリスト教共同体は、兄弟姉妹で分かち合う愛のうちに交わる場なのです（ローマ 12・10、一テサロニケ 4・9、ヘブライ 13・1、一ペトロ 1・22、二ペトロ 1・7 参照）。

これらすべてのことから分かるように、神において「万物を新しくする」（黙示録 21・5）イエス・キリストの福音は、奴隷と主人の関係などの人間関係も解放することができます。それは、双方に共通することに光を当てることによってなされます。すなわち、わたしたちは神の子とされ、互いに兄弟姉妹のきずなをもっているということです。イエスは弟子たちにいいます。「もはや、わたしはあなたがたをしもべとは呼ばない。しもべは主人が何をしているか知らないからである。わたしはあなたがたを友と呼ぶ。父から聞いたことをすべてあなたがたに知らせたからである」（ヨハネ 15・15）。

## 過去と現代の奴隷制のさまざまな姿

3. はるか昔から、人間による人間の奴隷化がさまざまな社会で行われてきました。人類の歴史の中には、奴隷制が広く受け入れられ、法で定められた時代もあります。そうした法は、だれが自由の身分となり、だれが奴隷となるかを定めていただけでなく、自由な身分の者が自由を失ったり、取り戻したりする条件も規定していました。つまり、法そのものが、一部の人が他の人を思いのままに自分の所有物と考えることが可能であり、またそうすべきだと認めていたのです。まるで商品のように、奴隷を売り買いしたり、受け渡したりすることができました。

今日、人々の意識の向上により、奴隷制は人道に反する罪とみなされ[4]、形式上は世界中で廃止されました。奴隷として扱われない権利、強制労働を課されない権利は、国際法によって不可侵の権利としてすべての人に認められています。

しかし、国際社会があらゆる形の奴隷制を終わらせるために数々の条約を採択し、その問題に対するさまざまな政策を行っているにもかかわらず、何百万もの人々、子どもやあらゆる年代の男女が、現在でも自由を奪われ、奴隷のような状態で生きるよう強いられています。

わたしは、さまざまな分野で正規または非正規の労働を強いられている未成年を含む多くの労働者のことを考えます。彼らは、家庭内労働や、農業、工業、鉱業関係の労働に従事しています。労働条件が国際基準や最低水準に達しない国で働く場合もあれば、労働者の権利が法的に保護されていない国で違法に働く場合もあります。

わたしは、多くの移住者の生活状況にも思いを寄せます。彼らは、苦しい旅の中で、飢えに苦しみ、自由を奪われ、所持品を取られ、身体的・性的虐待を受けています。わたしは、その中でもとりわけ、恐怖と不安のうちに過酷な旅をして目的地にたどりついたのに、収容され、しばしば非人道的な扱いを受けている人々のことを考えます。また、さまざまな社会的、政治的、経済的理由から、人目を避けた生活を強いられている移住者に思いを寄せます。また、法に準ずるために、屈辱的な生活条件や労働条件を受け入れている移住者のことも考えます。とりわけ問題なのは、国の法律によって移住労働者が雇用者に構造的に依存する状況が生み出されたり、それが許されたりしている場合です。たとえば、法的な在留許可が労働契約に左右される場合です。そうです。わたしは「奴隷労働」について考えているのです。

わたしは、売春を強えられる人々、性奴隷とされる男女のことも考えます。彼らの多くは未成年者です。また、承諾する権利も、断る権利も認められず、強制的に結婚させられる女性、決められた結婚のために売られる女性、配偶者が死亡すればその親戚に嫁がされる女性に思いを寄せます。

わたしは、臓器売買のため、兵士にするため、物乞いをさせるため、麻薬製造取引のような違法行為のため、偽装された国際養子縁組のために取引や密売の対象にされている子どもや大人など、すべての人々のことも考えずにはいられません。

最後にわたしは、テロ組織によって拉致・監禁された人々、戦闘員として服従させられている人々、とりわけ性的な奴隷として酷使されている少女や女性のことを考えます。彼らの多くは行方不明になったり、何度も売り買いされたり、拷問されたり、からだを切断されたり、殺されたりしています。

#### 奴隷状態をもたらすいくつかの根本要因

4. 過去と同様、現在においても、奴隷状態の根本には、人を物のように扱うことが許されるという人間の考えがあります。罪が人の心を墮落させ、創造主や隣人から遠ざけると、隣人は、もはや同じ尊厳をもつ人、人間性を共有する兄弟姉妹としてではなく、物として考えられてしまいます。神の似姿として神にかたどって造られた人間が、抑圧、裏切り、または身体的・心理的な拘束によって、自由を奪われ、売られ、他の人の所有物にされます。彼らは目的のための手段として扱われているのです。

他の人の人間性を否定するというこの根本的な要因のほかにも、現代の奴隷制の原因となる点があります。その中で、わたしはまず、貧困と低開発と疎外について考えます。特に、教育の機会に恵まれない場合や、雇用機会が乏しかったり、なかったりする場合のことを考えます。人身売買や奴隷状態の犠牲者は、多くの場合、極度の貧困から抜け出そうとしている人々です。彼らは、偽りの雇用約束にだまされて、人身売買を組織する犯罪ネットワークの手に落ちることも少なくありません。こうしたネットワークは、世界各国の若者を引きつけるために、最新のコミュニケーション手段を巧みに操っています。

奴隷状態のもう一つの要因は、もうけるためには何でもする人々による汚職です。奴隷労働と人身売買には、多くの場合、仲介する共謀者が必要です。たとえば、警察官、役人、民間団体や軍事機関などです。「こうした状況は、経済システムの中心が人間ではなく金銭であるときに起こります。そうです。神の姿をかたどって造られ、すべての被造物を治めるようゆだねられた人間は、あらゆる社会システムや経済システムの中心にいなければなりません。人間が物にとって代わるとき、価値の崩壊が起こります」[5]。

奴隷状態の要因として、さらに軍事紛争と暴力、犯罪、テロも挙げられます。売ったり、戦闘員にしたり、性的に搾取したりするために、多くの人々が連れ去られています。また、故郷も、家も、財産も、家族すらも捨て、すべてを捨てて移住することを強要される人もいます。彼らは、自分の尊厳やいのちを危険にさらしても、こうした悲惨な状況に代わるものを求めるよう追い込まれています。そして、彼らを貧困と腐敗とその悲惨な結末の餌食にするような悪循環に捕らわれてしまうのです。

奴隷状態をなくすために協力できること

5. 人身売買、違法な移住の取引、その他の世間に知られた奴隷状態や隠された奴隷状態のことを考えるとき、一般の人々が無関心であるという印象を受けることが珍しくありません。

残念ながら、それがほぼ現実です。しかしながら、修道会、特に女子修道会が何年もの間、犠牲者を支えるために人知れず大きな働きをしてきたことを、わたしは指摘したいと思います。それらの修道会は、時には暴力を受けるような極めて困難な状況の中で活動し、犠牲者を売買業者や搾取者に縛りつけている見えない鎖を断とうとしています。その鎖の輪は、犠牲者を搾取者に依存させる巧妙な心理的戦略です。その中には、犠牲者やその近親者に対するゆすりや脅し、さらには身分証明書の没収や身体的暴力などの具体的な行動も含まれます。修道会の活動は主に三つの分野で行われています。犠牲者の救援、犠牲者の心理面でのリハビリと教育活動、そして、彼らが在住している国や母国の社会に再び溶け込めるようにすることです。

勇気と忍耐と根気を要するこの重大な活動は、全教会と社会からの敬意を受けるに値します。しかしそれだけでは、人間の搾取という悪しき行いを止めることはできません。三つの組織的な活動も必要です。それらは、予防措置、犠牲者の保護、そして加害者の法的な起訴です。また、犯罪組織はその目的達成のために世界的なネットワークを駆使しています。したがって、この状況を終わらせるためには、社会のさまざまな分野で、世界的に一致した努力も求められます。

国家は、移住、雇用、養子縁組、オフショア・ビジネス、奴隷労働による生産品の販売といった分野で、自国の法律が人間の尊厳を真に尊重したものになるよう保証しなければなりません。人間を中心とし、基本的人権を擁護し、人権侵害に対処できるような公正な法律が必要とされています。それらの法律は、犠牲者の社会復帰を後押しし、彼らの安全を保障し、汚職や刑罰免除を排除するための効果的な手だてを定めたものでなくてはなりません。社会における女性の役割も、とりわけ文化やソーシャル・コミュニケーションの分野での取り組みを通して認識されなければなりません。

国際機関は、補完性の原理に従いつつ、人身売買や違法な移住の取引を操る組織的犯罪の国際的ネットワークに立ち向かうための取り組みを整備するよう求められています。国内外の組織、市民団体、実業界など、さまざまなレベルで協力する必要があります。

企業には[6]、従業員に人間の尊厳を尊重した労働条件と適切な賃金を保障する義務があります。さらに、企業は隷属関係や人身売買が流通網に紛れ込まないよう監視しなければなりません。企業に社会的責任があるように、消費者にも社会的責任があります。すべての人は、「物を買うということがつねに道徳的な行為であって、単なる経済的行為ではない」[7]ことを認識すべきです。

社会の市民団体には、人々の意識を高め、奴隷状態が存在する文化と闘い、根絶するのに必要なあらゆる措置を促す責務があります。

ローマ教皇庁は近年、人身売買の犠牲者の苦しみの叫びと、彼らの自由への歩みに寄り添っている修道会の声に耳を傾けています。そして、こうした悲惨な状況を終わらせるために、さまざまな機関が協力し、連携するよう国際社会に繰り返し呼びかけています[8]。数々の会議も開かれました。その目的は、人身売買への関心を高めることと、さまざまな活動者同士の協力を促進することです。活動者の中には、学会や国際機関の専門家、移住者の母国、経由国、受け入れ国の治安機関、犠牲者のために活動している教会団体の代表が含まれます。わたしは、こうした活動が今後も継続し、さらに充実するよう願っています。

奴隷状態や無関心のグローバル化ではなく兄弟愛のグローバル化

6. 教会は、「キリストの愛の真理の社会における宣言」[9]として、人間についての真理から生じる愛のわざを行います。教会には、回心への道をすべての人に示す責務があります。回心することによって、わたしたちは隣人に対する見方を変え、一人ひとりを人間家族の兄弟姉妹として認め、その人に本来備わっている尊厳を真理のうちに自由に認識できるようになります。このことはスーダンのダルフール出身の聖人、ジュゼッピーナ・バキータの生涯にはっきりと示されています。バキータは9才のときに奴隷商人にさらわれ、凶暴な主人に売られました。その後、数々の苦しい経験を経て、彼女は信仰によって「自由な神の子」となり、修道会に入会し、他の人々、とりわけもっとも小さくされた人々と無力な人々のために奉仕しました。20世紀への変わり目を生きたこの聖人は、奴隷状態の犠牲となっている多くの人々にとって、今日でも希望のあかしの模範です[10]。彼女は、この「現代社会が身に受けた傷、キリストのからだの傷」[11]に立ち向かうために尽力しているすべての人の働きを支えています。

これらの観点から、皆さんにお願いします。奴隷状況にある人に、それぞれの役割と責任に応じて兄弟愛のわざを行ってください。個人として、共同体として、自らに問いかけましょう。日常の中で、人身売買の犠牲者と思われる人と出会ったり、かかわったりしたとき、あるいは、人を搾取して生産したと思われる製品を選ぼうとしたとき、わたしたちは問題意識を抱くでしょうか。無関心や経済的理由から、または自分の日常の出来事にとらわれて、そのことに目を閉ざしてしまう人もいます。しかしその一方で、それに対して何かをしようと決意する人もいます。市民団体に参加しようと決意する人、あるいは、優しいことばをかけたり、あいさつしたり、微笑んだりといったささやかな日常のしぐさを通して役に立とうと決意する人です。それは大きな助けになります。まったくお金はかかりませんが、希望を与えることができます。扉を開くことができます。人目を避けて生きていた人の生活を変えることができます。そして、この現実に対するわたしたち自身の生き方を変えることもできるのです。

わたしたちは、一つの共同体や一国の能力を超えた世界的な現象に直面していることに気づかなければなりません。それを根絶するためには、この現象自体がかかわる人々の数に匹敵する規模の人々を動員しなければなりません。ですから、わたしは、現代の奴隷制という悪しき現実を目にしたすべての善意の人、近くにいる人も遠くにいる人も、民間組織の幹部に対しても、この悪に加担しないように、また自由と尊厳を奪われている兄弟姉妹の苦しみから目を背けないように強く求めます。そして、キリストが「わたしたちの兄弟であるこのもっとも小さい者」(マタイ 25・40、45)と呼んだ、この数え切れないほど多くの人々の顔に表れている苦しむキリストのからだ[12]に、わたしたちが勇気をもって触れることができるよう願います。

神はわたしたち一人ひとりに、「おまえの兄弟姉妹に何をしたのか」(創世記 4・9-10)とお尋ねになることを、わたしたちは知っています。現在、大勢の兄弟姉妹の生活を苦しめている無関心のグローバル化に対処するためには、わたしたち全員が、連帯と兄弟愛のグローバル化を実現させる必要があります。そうすれば、彼らは、新たな希望を抱き、現代のさまざまな問題に直面しても新しい展望のもとに勇気をもって歩むことができるでしょう。その展望は、彼らが切り開くものであると同時に、神によってわたしたちの手にゆだねられたものでもあるのです。

バチカンにて  
2014年12月8日  
教皇フランシスコ

注

1. 2014年「世界平和の日」教皇メッセージ1。
2. 同2。
3. 教皇フランシスコ使徒的勧告『福音の喜び』11参照。
4. 教皇フランシスコ「国際刑法協会の代表への挨拶(2014年10月23日)」(オッセルバトーレ・ロマーノ、2014年10月24日、4ページ)参照。

5. 教皇フランシスコ「市民活動世界会議の参加者への挨拶（2014年10月28日）」（オッセルバトーレ・ロマーノ、2014年10月29日、7ページ）。
6. 教皇庁正義と平和評議会「企業経営者の召命、考察」2013年参照
7. 教皇ベネディクト十六世回勅『真理に根ざした愛』66。
8. 教皇フランシスコ「第103回国際労働機関（ILO）総会におけるガイ・ライダー事務局長へのメッセージ」、2014年5月22日（オッセルバトーレ・ロマーノ、2014年5月29日、7ページ）参照。
9. 教皇ベネディクト十六世回勅『真理に根ざした愛』5。
10. 「このような希望を知ることによって、バキータは『あがなわれ』ました。彼女はもはや奴隷ではなく、自由な神の子だからです。バキータはパウロがいおうとしたことを理解しました。パウロはエフェソの信徒にいます。あなたがたは以前は、『この世の中で希望をもたず、神を知らずに』いました。彼らが希望をもたずにいたのは、神を知らずにいたからです」（教皇ベネディクト十六世回勅『希望による救い』3）。
11. 教皇フランシスコ「第二回人身売買対策国際会議——教会と司法機関のパートナーシップ——における挨拶」、2014年4月10日（オッセルバトーレ・ロマーノ、2014年4月11日、7ページ）、教皇フランシスコ使徒的勧告『福音の喜び』270参照。
12. 教皇フランシスコ使徒的勧告『福音の喜び』24、270参照。

---

## 新刊書籍案内

※ 「日本におけるミサ中の聖体拝領の方法に関する指針」 日本カトリック司教協議会

カトリック中央協議会 「会報」 2015年2月号 （通巻521号）

発行日 2015年1月20日

発行 宗教法人カトリック中央協議会 <http://www.cbc.j.catholic.jp>

〒135-8585 東京都江東区潮見 2-10-10 電話 03-5632-4411 Fax 03-5632-4457